

# THE GLAMPING SUGADAIRA is-ONE

## 利用規約・宿泊約款

### 利用規約

当キャンプ場内（以下、is-ONE）での事故・怪我・盗難・紛失・破損等や利用者同士のトラブル、自動車に関する事故等については一切の責任を負いません。

キャンプ場内のルールをお守りいただけない方には、やむを得ず退場していただくこともございます。その際、利用料金等の返金はいたしかねますので予めご了承ください。

また、今後のご利用をお断りする場合がございます。

キャンプ場内の施設・備品等を破損・汚損・紛失した場合は、修理代または同等品購入費用を弁償していただくこともございます。

本規約は、ご利用者様のお声や管理者の判断により随時更新されますので、ご利用の際に都度ご確認ください。

### is-ONE について

1. 最大定員をお守りください。
2. 宿泊予約のない方のご来場はお控えください。理由がある場合は管理者にご相談ください。
3. 定員オーバーが発覚した場合、退去、また違約金をお支払いいただきます。

## グランピングテントについて

1. テント内、建物内全面禁煙をお願いしております。
2. 喫煙による匂いや跡が認められた場合、クリーニング代金やテント・寝具・備品等の買い換え費用を負担して頂く場合がございます。
3. 喫煙は宿泊区画内の屋外にてお楽しみください。
4. is-ONE の設備や機器・家具・物品等を故意あるいは誤って壊したり汚したりした場合は、復旧にかかる金額を負担していただく場合がございます。
5. is-ONE の設備・備品等は、ご宿泊期間中に限りご利用者に貸与するものであり、お持ち帰りは出来ません。is-ONE から持ち出さないで下さい。
6. 下記物品等の持ち込みを禁止します。
  - i. 火薬・爆薬・ガソリン・灯油・薬品・毒性ガス・揮発油等の危険物
  - ii. 腐敗物・不潔物・その他湿気・悪臭・異臭・臭気等を発する物
  - iii. 猫・鳥・爬虫類・その他の動物ペット類全般
  - iv. その他法令で禁じられている物など

## ご利用について

1. 未成年のみのご利用はできません。
2. 風紀・治安を乱すような行為はおやめください。(歌、楽器、大声での会話、近隣への迷惑行為など)
3. is-ONE 管理者の許可なく、営業行為等は行わないでください。
4. 反社会的なご利用は禁止いたします。
5. ご利用者様に迷惑行為等があった場合、やむをえず is-ONE 管理者や近隣住民、他のご利用者から警察等に通報があった場合。すべての法的な責任は該当者本人が負うこととなります。
6. 野生動物による被害、自然災害、天災、またはご利用者の不注意で引き起こしたすべての事故や、本規約に従わなかった場合に生じた事故に関しては、一切の責任を負いかねます。
7. is-ONE は、ご利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故などのトラブルに関して一切の責任を負いかねます。

8. is-ONE 管理者が、管理等のため随時巡回します。
9. ペットのご同伴はできません。
10. 樹木を傷つける行為、又は、みだりに植物を採取することは禁止です。  
折れた樹木等危険な場所には近づかず直ちに管理スタッフにお知らせください。

## 保安上お守り頂きたい事項

1. ご滞在中 is-ONE から外出される際は、貴重品は全てお持ちください。
2. 夜間に止むを得ず、外出が必要な場合は管理者にご相談ください。
3. 夜 22 時以降、朝 7 時以前の車の移動はお控えください。

## 緊急時

1. 火災や事故などの場合、速やかに管理者電話番号  
(080-5145-8346) ・ (090-3523-0236) に連絡して下さい。
2. けが・病気などの場合、消防に連絡をし、管理者に速やかに報告をお願い致します。
3. 雷雨や豪雨の際は、車に避難して下さい。バイクの場合はトイレ、管理棟へ避難して下さい。

## 悪天候の対応について

1. 雨天時も通常営業いたします。但し、気象庁が長野県上田市を含む近隣のエリアに対し、警報・特別警報レベル以上を発令した場合にはこの限りではありません。
2. また管理者の判断でお客様の安全を考慮し、ご宿泊をキャンセルまたは途中キャンセルさせていただく事があります。その場合にキャンセル料は頂きません。
3. ご利用当日の日没以降に警報・特別警報が発令された場合には、お支払い頂いた利用料金の全額を返還いたします。

4. お客さま自身の安全を最優先とし、速やかな避難の判断と行動をお願いいたします。
5. なお、当キャンプ場ではお客さまご自身の判断による避難時の責任について負いかねることをご了承ください。

### キャンプ場利用者の危険へのご理解のお願い

事故防止への配慮や整備、説明など、キャンプ場管理者としてできる限りの対応をしていますが、is-ONE は安全が保証されている場所ではございません。

国立公園内に聳える大自然の中にあり、野生動物との遭遇、有毒植物、害虫、強風による倒木などの事故、突風による事故、落雷事故、怪我、盗難など様々な危険も想定されます。

自己責任での利用に同意頂ける方のご利用を受け付けております。

### 菅平高原関係機関

警察署	上田警察署 〒386-0025 長野県上田市天神 3-15-74	0268-22-0110
消防署	上田消防署真田分署 〒386-2201 長野県上田市真田町長 7190	0268-72-0119
診療所	菅平高原クリニック 〒386-2204 長野県上田市菅平高原 (菅平高原国際リゾートセンター内)	0268-61-7211
観光課	上田市真田地域自治センター産業観光課 〒386-2292 長野県上田市真田町長 7178-1	0268-72-2204

# 宿泊約款

## 第 1 条(適用範囲)

1. 当キャンプ場（以下、is-ONE）が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
2. is-ONE が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先されるものとします。

## 第 2 条(宿泊契約の申込み)

1. is-ONE に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を申し出ていただきます。
  - I. 宿泊者名
  - II. 宿泊日および到着予定時刻
  - III. 宿泊料金(原則として is-ONE 当ウェブサイトの料金表による)
  - IV. その他 is-ONE が必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、is-ONE は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 第 3 条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、is-ONE が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、is-ONE が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を is-ONE に現地にてお支払いいただきます。

## 第 4 条(宿泊契約締結の拒否)

1. is-ONE は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- i. 宿泊の申し込みが、この約款によらない場合。
- ii. 満室により空室がない場合。
- iii. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。
- iv. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められる場合。

イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。

ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- v. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- vi. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる場合。
- vii. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
- viii. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合。

## 第 5 条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、is-ONE に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. is-ONE は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、is-ONE 当ウェブサイトのキャンセル料により、キャンセル料を申し受けます。
3. is-ONE は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の18時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第6条(契約解除権)

1. is-ONE は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - i. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められる場合。
  - ii. 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力である場合。
    - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
    - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がある場合。
  - iii. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
  - iv. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められる場合。
  - v. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
  - vi. 天災・災害・事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないと判断した場合。
  - vii. テント内・寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当 is-ONE が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わない場合。

## 第 7 条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当 is-ONE の受付において、次の事項を登録していただく

きます。

- i. 宿泊客全員の氏名、住所及び連絡先、職業
- ii. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
- iii. その他 is-ONE が必要と認める事項

## 第 8 条(is-ONE の使用時間)

1. 宿泊客が is-ONE を使用できる時間は、14：00 から翌日 11：00 までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

## 第 9 条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、is-ONE 内においては、is-ONE が定めた利用規約に従っていただきます。

## 第 10 条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、is-ONE 当ウェブサイトの宿泊料金表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、チェックイン時に受付にてお支払いいただきます。
3. is-ONE が宿泊客に貸しグランピングテントを提供し、使用が可能になったのちに宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。



## 第 11 条(is-ONE の責任)

1. is-ONE は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが is-ONE の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. is-ONE は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

## 第 12 条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客がチェックアウト後、宿泊客の手荷物又は携帯品が is-ONE に置き忘れている場合において、その所有者が判明したときは、is-ONE は、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

## 第 13 条(駐車場の責任)

1. 宿泊客が当 is-ONE の駐車場をご利用になる場合、is-ONE は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

## 第 14 条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により is-ONE が損害を被ったときは、当該宿泊客は is-ONE に対し、その損害を賠償していただきます。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。